

平野区地域自立支援協議会 議事録

1. 日時

平成28年1月29日、16:30～18:00

2. 場所

平野区役所 3F 304会議室

3. 出席者

事業所名・担当部署名	出席者数
特定非営利活動法人障がい者福祉総合支援センターいちいちまる	2
大和川園	0
さくら福祉作業所平野支部	0
ヘルパーステーションオアシス	2
くくるワークス	1
スカイ・アポロン/スカイ・アンドロメダ/スカイ・ペガサス	3
ヘルパーステーション羽ばたき	0
永寿の里かけはし	1
自立支援センターさんぼみち	1
地域活動支援センターもくれん	1
大阪市障がい者就業・生活支援センター/南部地域障がい者就業・生活支援センター	0
平野区障がい者相談支援センター	2
見守り支援	2
保健福祉課	3
相談支援事業ひらの	1
合計	19

4. 議事

4.1. 設置要綱

設置要綱改定案の条文ごとに内容を確認し、以下の点について合意形成された。

- ・第1条
名称については平野区地域自立支援協議会で変更なし。
- ・第2条
根拠法令については法律名だけでなく、第何条に記載があるかまで書いておく。法律名や条が変われば、その都度書き換える。
- ・第3条
第2項については第5条の表現との整合性を図る。
- ・第4条
(2) について、自立支援協議会として新しい資源を自ら開発するのは困難であり、「開発のための提言」とする。(3) の連携、(4) の活動についても、同じ理由により、それぞれ「連携の推進」「活動への支援」とする。(6) については、「相談支援及び障がい福祉サービスの提供体制」と表現を改める。
- ・第5条
(1) の障がい福祉サービス事業所を「障がい福祉関係事業所」と、(2) の障がい児(者) 団体

を「障がい児（者）関係団体」と表現を改める。また、障がいのある方の協議会である事から、（１）として「平野区在住の障がい児（者）当事者及び平野区内で活動する障がい児（者）団体」を付け加える。

- ・第6条
改定案のとおりとする。
- ・第7条
改定案のとおりとする。
- ・第8条以降
次回に継続審議とする。

4.2. ダンディ マンダム 赤いハンサム侍！

平野区は真田幸村ゆかりの地という事もあり、平野区地域活性イベントとして、真田幸村の名前は出さずに「ダンディ マンダム 赤いハンサム侍！」という形で企画があり、全区的なイベントとして、バルや演劇等、いろいろな所と協賛・協同しており、このイベントに「平野区地域自立支援協議会」として、協賛・協同してはどうかとの提案があった。この中で飲食物販屋台もあり、日中活動部会の作業所も参加できる可能性もあり、「平野区地域自立支援協議会」の名前で協力することを承認。

4.3. 居宅事業部会

平野区内の居宅介護の事業所が繋がりを深めて、お互いに協力し合って、利用者のニーズに応じていけたらという事から居宅事業部会の設立について発案があった。居宅事業部会が活発に活動し、日中活動部会等の他の部会とともに自立支援協議会の発展に繋がる事からも、全体の拍手をもって承認された。

以上